

東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等(窓口負担)の免除に関する要望

**平成23年6月21日
福島県病院協会会長
前原和平**

平成23年5月2日付保発0502 第3号「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」、平成23年5月18日付事務連絡「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担等(窓口負担)の免除に関するQ&Aについて」、平成23年6月14日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その8)」等において、医療保険の一部負担等(窓口負担)の免除に関する特例措置の具体的な内容が示された。

対象者については、Q&Aの問1に具体的に明記されており、原発事故の被災者については、避難指示、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に住民票のある住民に限定されている。しかし上記区域に住民票はないが、原発事故により避難を余儀なくされた入院患者、グループホーム等の施設入所者、さらには、原発事故により事業を休業、或いは大幅な縮小を余儀なくされた上記区域内事業所の従業員が欠落している。これらの人々についても対象としなければならない。

I. 対象者について

一部負担等(窓口負担)の免除対象は、避難・屋内待避が指示された地域等の住民として、住民票の写しの添付で本人確認とするとされている。しかし、今回、避難した住民は、病院に入院していた患者、グループホーム等の施設入所者、単身赴任の方など、実際に生活していた住所と住民票の住所が異なる人が相当数に上る。

一部負担等(窓口負担)の免除の対象者は、住民票だけでなく、実生活の住所地が該当する人、さらに勤務していた事業所が上記区域にあり、事業を休業あるいは縮小を余儀なくされた従業員も対象とすべきである。

II. 手続きの簡素化について

手続きにあたっては、事業所等の証明で対応すれば、対象者に負担がかからない。

(1) 住民票に代わる物として、事業所所在地で可とし、健康保険被保険者証の記号で確認する。これにより、単身赴任者など、実際の居住地と住民票が異なる者についても、スムーズな対応が可能となる。

(2) 入院、入所していた方で、原発事故により転院等を余儀なくされ、現在も転院先等に入院・入所している方については、3月11日時点で入院、入所していた病院、施設等、あるいは、その後転院等した病院、施設等の証明をもって、申請手続きを行う。